

第九十号議案

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区水辺のスポーツガーデン	名称	所在地	指定管理者	指定の期間
五号	中央区銀座四丁目二番一	株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄		平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

（説明）

平成三十一年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。